

第19号議案

品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

品川区立児童センター条例（昭和41年品川区条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表品川区立東五反田児童センターの項中「品川区東五反田五丁目24番1号」を「品川区西五反田六丁目6番18号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年7月21日から施行する。

（説明）東五反田児童センターの所在地を変更する必要がある。